事業番号	03　03　02	事業改善シート（令和７年度実施事業分）	■当初要求　□当初予算案　□補正予算案　□点検

事　業　名	行政経営推進事業	部局	総務部	課・室	コンプライアンス・行政経営課
		実施期間	H29　～	E-mail	comp-gyosei　@　pref.nagano.lg.jp

1　現状と課題

・コロナ禍や社会のデジタル化の進展、災害の頻発化と脱炭素社会の構築に向けた取組など社会情勢が急速に変化し、県が直面する課題も複雑化・多様化している。
・人口減少下で人員や財源などの行政経営資源が限られる中において、直面する課題に創造的かつ柔軟に対応し、県民のために真に役立つ組織となるため、組織風土の変革が必要。

2　事業目的

・社会情勢や県民意識の変化を感じ取り、県民起点に立って変化を恐れず新たな取組に挑戦する「学ぶ県組織」を浸透させる。
・組織風土改革「かえるプロジェクト」の検討結果を踏まえた組織風土改革を推進し、職員が「多忙感」を感じ新たな課題や緊急事態への組織的な対応力の低下が懸念される状況を改善することで、県民のために真に役立つ組織を目指す。

3　事業目的を達成するための取組

①「学ぶ県組織」の浸透と組織風土改革
・「県民のために真に役立つ組織、職員が明るく楽しく前向きに仕事ができる組織になるためにはどうすればよいか」という本質的問題に正面から向き合い、解決策を検討する組織風土改革「かえるプロジェクト」の提案を組織として確実に実施するために、提案を踏まえた取組の進捗確認と普及促進活動を実施する。

②行政経営の質的転換に向けた（部局間）連携の促進
・「学ぶ県組織」浸透のため、部局間の連携を促すための場や機会を設ける。
・県と密接な関係にある組織や団体について、所管部局と連携し、社会情勢に沿った適切な運営がなされるように促す。

4　成果指標

（推移の凡例　↗：改善　↘：悪化　→：変化なし　－：数値なし）

No.	指標名	単位	R4年度	R5年度		R6年度		R7年度目標値	達成状況	目標値設定理由
			実績	実績	推移	見込	推移			
①	かえプロ研修に参加した若手職員の満足度	%	－	－	－	－	－	80		研修を受講した若手職員が高い満足度を得ることで自発的な取組の促進に繋がるため。

5　本事業が貢献する総合５か年計画の施策分野と達成目標

No.	施策分野（施策の総合的展開名）	達成目標（☆印は主要目標）	単位	直近３か年/年度分の状況						目標	
				年／年度	数値	年／年度	数値	年／年度	数値	年／年度	数値

6　事業コスト

（単位：千円、人）

区分		予算額					決算額	職員数
		前年度繰越	当初予算	補正予算等	合計（予算現額）	うち一般財源		
R7年度	予算案		２月上旬公表予定		0			4.0
	要求		4,073		4,073	4,073		
R6年度		0	3,034	0	3,034	3,034		5.0
R5年度		0	2,171	0	2,171	2,171	1,833	5.0

事業番号	03　03　02	細事業一覧（令和７年度実施事業分）	■当初要求　□当初予算案　□補正予算案　□点検

事　業　名	行政経営推進事業	部局	総務部	課・室	コンプライアンス・行政経営課

細事業No.	細事業名	R5年度当初予算	R6年度当初予算	R7年度当初予算
1	**「学ぶ県組織」の浸透と組織風土改革**	2,171 千円	3,034 千円	予算案　２月上旬公表予定 要求　4,073 千円

No.	細事業を構成する主な取組	実施方法	令和７年度実施内容（予定）（上段：事業概要、下段：活動によるアウトプット）
1	組織風土改革普及促進事業	直接	組織風土改革「かえるプロジェクト」の提言内容を踏まえ、下記①・②を実施 ①「かえるプロジェクト」の普及促進と提言を踏まえた実行策の進捗管理 ②専用ポータルを活用した庁内広報
			①若手職員向け研修９回　進捗報告会４回　②随時（月１回程度）

細事業No.	細事業名	R5年度当初予算	R6年度当初予算	R7年度当初予算
2	**行政経営の質的転換に向けた（部局間）連携の促進**	－ 千円	－ 千円	予算案　２月上旬公表予定 要求　－ 千円

No.	細事業を構成する主な取組	実施方法	令和７年度実施内容（予定）（上段：事業概要、下段：活動によるアウトプット）
1	行政経営推進会議の開催	直接	部局間の連携を密にするために必要な事項について議論を行う会議を開催する。
			毎月１回開催
2	長野県出資等外郭団体の事業実施状況等の評価	直接	外郭団体の事業実施状況評価（令和６年度実施事業分）の評価書等の記載事項チェックを行った後、評価結果を公表する（HP掲載含む）。
			８月末に評価結果公表予定
3	審議会等の設置及び運営に関する指針に基づく確認・助言	直接	審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、各部局が審議会等の設置及び条例又は要綱等の改正を行う場合に、内容の確認・助言を行う。
			随時受付